

川島町災害情報伝達検討委員名簿

| no. | 区分 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|-----|---------------------------|---------------------------------|--------|----|
| 1 | 第3条2項1号 有識者及び学識経験者 | 城西大学 現代政策学部 社会経済システム学科 助教 | 飯塚 智規 | |
| 2 | | 株式会社テレビ埼玉 営業局営業部 主任 | 木村 みちえ | |
| 3 | 第3条2項2号 関係する地方公共団体の代表 | 埼玉県 危機管理部 消防防災課 主幹 | 関根 和則 | |
| 4 | 第3条2項3号 埼玉県警察の警察官 | 東松山警察署 警備係長 | 田中 顕浩 | |
| 5 | 第3条2項4号 川越地区消防組合の代表 | 川越地区消防組合 川島消防署 副署長 | 水村 一重 | |
| 6 | 第3条2項5号 川島町消防団長及び副団長 | 川島町消防団 団長 | 小川 敏晴 | |
| 7 | | 川島町消防団 副団長 | 笹岡 稔 | |
| 8 | | 川島町消防団 副団長 | 高野 裕幸 | |
| 9 | 第3条2項6号 各地区代表区長及び住民有識者 | 中山地区代表区長 | 利根川 洋治 | |
| 10 | | 伊草地区代表区長 | 永田 久男 | |
| 11 | | 三保谷地区代表区長 | 神山 文夫 | |
| 12 | | 小見野地区代表区長 | 尾林 浩 | |
| 13 | | 八ツ保地区代表区長 | 馬場 三郎 | |
| 14 | | 出丸地区代表区長 | 宇津木 康明 | |
| 15 | 第3条2項7号 町職員 | 川島町 政策推進課 課長 | 藤間 隆 | |
| 16 | | 川島町 総務課 課長 | 鈴木 克久 | |
| 17 | | 川島町 健康福祉課 課長 | 内野 修一 | |
| 18 | | 川島町 まち整備課 課長 | 石川 和貴 | |
| 19 | | 川島町 上下水道課 課長 | 小久保 聡 | |
| 20 | | 川島町 教育総務課 課長 | 石川 勉 | |

川島町災害情報伝達検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川島町における災害情報伝達のあり方等を検討するため、川島町災害情報伝達検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 災害情報伝達手段整備基本計画に関すること。
- (2) 災害情報伝達手段の機能及び規模に関すること。
- (3) その他災害情報伝達に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者及び学識経験者
- (2) 関係する地方公共団体の代表
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 川越地区消防組合の代表
- (5) 川島町消防団長及び副団長
- (6) 各地区代表区長及び住民有識者
- (7) 町職員

3 委員会は、必要に応じて、助言者を置くことができる。

4 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって解散するものとする。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。